

行政監査報告書（地方自治法第 199 条第 2 項）

第 1 監査のテーマ 未収管理について

第 2 監査の期間 平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 2 月 26 日まで
(定期監査とあわせて実施)

第 3 監査の目的

平成 26 年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算における収入未済額は 33 億 9 千万円で、不納欠損額は 3 億 5 千万円となっている。

長引く景気後退等により、市税の大幅な減収が見込まれる中、歳入の一層の確保を図ることが重要な課題となっている。

そうした中、未収金の回収については、各所属において鋭意取り組まれているところであるが、市民負担の公平性の確保と行政の合理性、効率性の観点から、未収管理が適正に行われているかについて監査を実施した。

※ なお、今回、公営企業会計については対象としていない。

第4 監査の対象

平成27年度の定期監査の対象所属のうち、各会計の平成26年度決算において収入未済額（未収金）があり、継続性のある債権管理事務を実施している次の所属の管理事務を対象とした。（10所属）

部局名	所属名	監査対象とした未収金
総務部	収納課 (債権回収対策室含む)	・市税 (市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税)
福祉部	人権擁護推進室	・同和更生資金貸付金 ・同和世帯生活環境整備資金貸付金 ・住宅新築資金等貸付金
	窓口サービス課 (保険年金・医療)	・国民健康保険料 【特】 ・後期高齢者医療保険料 【特】
	高齢介護課	・老人保護措置費 ・介護保険料 【特】
子育て支援部	子育て支援課	・保育料（保育園） ・保育料（幼稚園） ・児童手当返還金 ・児童扶養手当返還金 ・子ども手当返還金
	子育て総合支援センター	・ひとり親家庭生活資金等貸付金
都市計画部	都市計画課	・屋外広告物許可申請手数料
	住宅課	・市営住宅使用料 ・土木雑入（市営住宅修繕負担金） ・土地建物貸付収入
教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	・留守家庭児童教室保育料
生活環境部	環境衛生課	・墓地管理料

【特】：特別会計

第5 監査の方法

あらかじめ指定した監査資料及び関係書類等の提出を求め、事務局において予備監査を行った上、監査委員が所属長ほか関係職員から事情聴取を行った。

第6 監査の事項

監査対象所属における前年度の収入未済額（未収金）及び収入状況、調定事務、徴収事務の実施状況、滞納整理に関する事務の取組状況等について確認を行った。

第7 平成26年度決算の状況

本市における平成26年度決算の状況は次のとおりである。

収入未済額については、一般会計では20億9,851万円であり、前年度に比べ6,672万2千円(3.08%)減少した。その主なものは、市税19億1,885万4千円(91.4%)、諸収入1億5,049万1千円(7.1%)である。

特別会計では12億9,573万円で、前年度に比べ1,126万3千円(0.86%)減少した。その主なものは、国民健康保険料10億5,353万4千円(81.3%)、公共下水道使用料1億3,199万8千円(10.2%)、介護保険料6,945万円(5.3%)である。

不納欠損額については、一般会計では1億858万3千円であり、前年度に比べ105万2千円(0.98%)増加した。その主なものは、市税9,872万9千円(90.9%)である。

特別会計では2億4,522万4千円で、前年度に比べ3,813万9千円(18.4%)増加した。その主なものは、国民健康保険料2億1,189万6千円(86.4%)、介護保険料2,287万7千円(9.3%)である。

一般会計・特別会計の決算の推移

(単位:千円)

		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
平成26年度	一般会計	61,904,714	59,697,897	108,583	2,098,510
	特別会計	51,520,034	49,985,893	245,224	1,295,730
	計	113,424,747	109,683,790	353,807	3,394,240
平成25年度	一般会計	61,248,393	58,976,188	107,531	2,165,232
	特別会計	50,813,041	49,304,157	207,085	1,306,993
	計	112,061,434	108,280,345	314,617	3,472,225
平成24年度	一般会計	61,104,394	58,705,786	97,289	2,301,658
	特別会計	51,574,942	50,169,972	185,359	1,224,058
	計	112,679,336	108,875,758	282,648	3,525,716

第8 地方公共団体の債権

地方公共団体の債権は、地方自治法第240条第1項により「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」と規定される金銭債権である。

その債権を大きく区分すると、公法上の原因に基づいて発生する「公債権」と、私法上の原因に基づいて発生する「私債権」とに区分される。

さらに、公債権は、滞納が発生した場合、地方税の滞納処分の例により強制徴収ができる「強制徴収公債権」と、滞納処分ができない「非強制徴収公債権」に区分され、「非強制徴収公債権」は、「私債権」と同様に裁判所による強制執行等を行うことになる。

債権分類と関係法令

区分	公法上の債権		私法上の債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
債権の範囲	地方税 分担金、加入金、過料、 法律で強制徴収に関して定めのある 使用料、その他地方公共団体の歳入	法律で強制徴収に関して定めのない 使用料、手数料等	各種貸付金、 水道料金 公立病院診療費等
監査対象 債権	・市税 ・国民健康保険料 ・後期高齢者医療保険料 ・介護保険料 ・保育料(保育園)	・老人保護措置費 ・児童手当返還金 ・児童扶養手当返還金 ・子ども手当返還金 ・保育料(幼稚園) ・屋外広告物許可申請手数料 ・墓地管理料	・同和更生資金貸付金 ・同和世帯生活環境整備資金貸付金 ・住宅新築資金等貸付金 ・ひとり親家庭生活資金等貸付金 ・市営住宅使用料 ・市営住宅修繕負担金 ・土地建物貸付収入 ・留守家庭児童教室保育料
発生原因	(賦課や処分など) 公法上の原因に基づき発生		(契約、不当利得など) 私法上の原因に基づき発生
納入の通知 (債権の確定)	地方税法 319条 外	自治法231条	
督促 (履行の請求)	地方税法 329条 外	自治法231条の3第1項	自治令171条
督促による 時効中断	自治法236条第4項		
督促手数料、 延滞金の徴収	地方税法 326条第1項 外	自治法231条の3第2項 ※ 督促手数料及び延滞金徴収条例	(徴収不可) 民法(損害遅延金)
滞納処分 強制執行	地方税法 331条 外	自治法 231条の3第3項	自治令171条の2
		滞納処分により強制徴収できる 【自力執行権あり】	民事執行手続による強制執行等が必要 【自力執行権なし】
時効	期間	地方税法 18条	自治法236条第1項 外
		5年	原則 5年 ほか個別法により 2年
	時効の援用	【不要】 自治法236条第2項	
執行停止 徴収停止	地方税法 15条の7	(個別法)	自治令171条の5
徴収猶予	地方税法 15条 外	(個別法)	自治令171条の6
不納欠損	時効完成(時効援用が不要)		時効完成(時効援用が必要) その他債権放棄等による ※ 私債権管理条例

○自治法:地方自治法 ○自治令:地方自治法施行令
※ 大垣市条例

第9 監査の結果

1 監査対象とした収入未済額（未収金）の状況

監査対象とした収入未済額（未収金）について、平成26年度決算における収入未済額（未収金）は32億618万6千円（一般会計：20億7,091万4千円、特別会計：11億3,527万2千円）である。

全会計の収入未済額（未収金）33億9,424万円（一般会計：20億9,851万円、特別会計：12億9,573万円）に対する抽出率は94.5%（一般会計：98.7%、特別会計：87.6%）である。

2 債権回収の取組状況

（徴収体制）

- ・ 市税等を除き、ほとんどの債権が、徴収業務を兼務で行っている。
- ・ 国民健康保険料、介護保険料については、債権回収対策室と連携し、強制徴収による滞納処分を実施している。
- ・ 国民健康保険料については、徴収嘱託員8名による訪問徴収を行っている。
- ・ 市営住宅使用料は、管理、収納について、岐阜県住宅供給公社に業務委託している。

（債権管理台帳の整備）

- ・ いずれの債権においても、関連システムや紙・電子媒体を利用して管理台帳を作成し、督促等の発送状況、債務者との交渉記録等を備えており、おおむね適正に整備されている。

（滞納整理マニュアル等の整備）

- ・ 一部の債権を除き、おおむね適正に作成されている。

（研修の状況）

- ・ 徴収に関する研修への参加等について、おおむね適正に実施されている。

(督促)

- ・ 多くの債権について、適正に督促状を発送しているが、次の事例があった。
 - ア 督促状を発送していない債権
児童手当各種返還金【子育て支援課】
 - イ 規則 ※ に定める期限内に督促状を発送していない債権
※「市公有財産及び債権に関する規則」第14条
墓地管理料【環境衛生課】
 - ウ 条例 ※ に定める督促手数料を徴収していない債権
※「市督促手数料及び延滞金徴収条例」第2条
屋外広告物許可申請手数料【都市計画課】

(催告・交渉)

- ・ 多くの債権について、文書催告のほか、電話催告、臨戸催告により納付するよう指導交渉している。
- ・ 市税や国民健康保険料については、休日や平日夜間に納付相談窓口を開設し、収納率の向上に努めている。
- ・ 市営住宅使用料は、一部の退去者の徴収について弁護士事務所に委託している。
- ・ 一部、長期滞納案件については、債務者の行方不明等により催告が行われていない債権があった。

(不納欠損処分)

- ・ 関係法令(消滅時効の完成)により、不納欠損処分されている。
 - 市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税)【収納課】
 - 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料【窓口サービス課(保険年金・医療)】
 - 介護保険料【高齢介護課】
 - 保育料(保育園)、保育料(幼稚園)【子育て支援課】
 - 屋外広告物許可申請手数料【都市計画課】
 - 墓地管理料【環境衛生課】
- ・ 大垣市私債権管理条例により、不納欠損処分されている。
 - 同和更生資金貸付金【人権擁護推進室】
 - 住宅使用料、市営住宅修繕負担金【住宅課】

3 債権ごとの状況

(1) 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税）

ア 概要

市税（個人・法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税）

- ・ 関係法令 国税徴収法、地方税法
大垣市税条例
- ・ 債権区分 強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（地方税法第18条 外）

イ 決算状況（※市税総額）

（単位：円）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	29,128,426,491	27,111,119,198	98,729,008	1,918,853,842 内、滞納繰越分 (1,531,139,054)	93.07%
25	29,526,929,006	27,433,254,413	105,433,721	1,988,795,549	92.91%
24	29,003,156,881	26,788,454,283	94,658,101	2,120,372,566	92.36%

ウ 事務処理体制

- ・ 収納課（債権回収対策室を含む）が所管
- ・ 専任職員19名、徴収指導員（嘱託）1名

(2) 同和更生資金貸付金

ア 概要

地域改善対策事業に係る低所得者に対する資金の貸付金

平成24年度末で制度廃止、現在は償還事務を行っている。

- ・ 関係法令 大垣市同和更生資金貸付規則
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 10年（民法第167条第1項）

イ 決算状況

（単位：円）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	63,093,712	1,331,090	1,313,120	60,449,502 内、滞納繰越分 (56,022,682)	2.11%
25	59,723,382	1,684,870	0	58,038,512	2.82%
24	57,306,321	2,930,239	0	54,376,082	5.11%

ウ 事務処理体制

- ・ 人権擁護推進室が所管
- ・ 兼務職員2名

(3) 同和世帯生活環境整備資金貸付金

ア 概要

地域改善対策事業に係る住宅の改修、改善等に必要な生活環境整備資金貸付金

平成 24 年度末で制度廃止、現在は償還事務を行っている。

- ・関係法令 大垣市同和世帯生活環境整備資金貸付規則
- ・債権区分 私債権
- ・時効期間 10 年（民法第 167 条第 1 項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	1,422,390	0	0	1,422,390 内、滞納繰越分 (1,422,390)	0.00%
25	1,422,390	0	0	1,422,390	0.00%
24	1,422,390	0	0	1,422,390	0.00%

ウ 事務処理体制

- ・人権擁護推進室が所管
- ・兼務職員 2 名

(4) 住宅新築資金等貸付金

ア 概要

地域改善対策事業に係る住宅新築・改修等の資金貸付金

平成 12 年度末で制度廃止、現在は償還事務を行っている。

- ・関係法令 大垣市住宅新築資金等貸付条例
- ・債権区分 私債権
- ・時効期間 10 年（民法第 167 条第 1 項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	61,575,918	2,185,188	0	59,390,730 内、滞納繰越分 (56,440,290)	3.55%
25	58,680,546	2,240,256	0	56,440,290	3.82%
24	55,794,686	2,249,768	0	53,544,918	4.03%

ウ 事務処理体制

- ・人権擁護推進室が所管
- ・兼務職員 2 名

(5) 国民健康保険料 【国民健康保険事業会計】

ア 概要

国民健康保険に加入する被保険者の保険料

- ・ 関係法令 国民健康保険法、地方税法
大垣市国民健康保険条例
- ・ 債権区分 強制徴収公債権
- ・ 時効期間 2年（国民健康保険法第110条）

イ 決算状況（※事業費総額）

（単位：円）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	19,784,764,604	18,520,198,543	211,929,381	1,055,280,940 内、滞納繰越分 (634,339,468)	93.61%
25	19,599,721,247	18,351,095,314	180,995,419	1,068,861,114	93.63%
24	18,843,459,985	17,677,075,017	154,675,282	1,013,061,586	93.81%

ウ 事務処理体制

- ・ 窓口サービス課（保険年金・医療）が所管
- ・ 専任職員1名、兼務職員10名、徴収嘱託員8名

(6) 後期高齢者医療保険料 【後期高齢者医療事業会計】

ア 概要

後期高齢者医療制度に加入する被保険者の保険料

- ・ 関係法令 高齢者の医療の確保に関する法律、地方税法
大垣市後期高齢者医療に関する条例
- ・ 債権区分 強制徴収公債権
- ・ 時効期間 2年（高齢者の医療の確保に関する法律第160条）

イ 決算状況（※事業費総額）

（単位：円）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	1,727,812,141	1,716,347,741	1,751,000	10,530,500 内、滞納繰越分 (4,097,000)	99.34%
25	1,669,788,753	1,660,947,653	792,500	10,061,500	99.47%
24	1,631,562,973	1,620,776,373	1,284,500	10,539,000	99.34%

ウ 事務処理体制

- ・ 窓口サービス課（保険年金・医療）が所管
- ・ 専任職員1名、兼務職員2名

(7) 老人保護措置費

ア 概要

老人保護（施設入所）措置に係る負担金

- ・関係法令 老人福祉法
- ・債権区分 非強制徴収公債権
- ・時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	16,935,853	16,725,419	0	210,434 内、滞納繰越分 (210,434)	98.76%
25	19,642,098	19,431,664	0	210,434	98.93%
24	18,854,163	18,308,229	329,500	216,434	97.10%

ウ 事務処理体制

- ・高齢介護課が所管
- ・兼務職員1名

(8) 介護保険料 【介護保険事業会計】

ア 概要

介護保険制度に加入する被保険者の保険料

- ・関係法令 介護保険法
大垣市介護保険条例
- ・債権区分 強制徴収公債権
- ・時効期間 2年（介護保険法第200条）

イ 決算状況 (※事業費総額)

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	12,518,587,654	12,429,603,400	22,876,812	69,460,347 内、滞納繰越分 (32,438,533)	99.29%
25	12,061,268,363	11,982,220,893	17,294,733	63,703,748	99.34%
24	11,638,175,475	11,566,323,698	18,150,636	55,759,055	99.38%

ウ 事務処理体制

- ・高齢介護課が所管
- ・兼務職員3名

(9) 児童手当返還金

ア 概要

児童手当の返還金

- ・関係法令 児童手当法
大垣市児童手当事務取扱規則
- ・債権区分 非強制徴収公債権
- ・時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	415,000	370,000	0	45,000 内、滞納繰越分 (35,000)	89.16%
25	250,000	155,000	0	95,000	62.00%
24	35,000	0	0	35,000	0.00%

ウ 事務処理体制

- ・子育て支援課が所管
- ・兼務職員1名

(10) 児童扶養手当返還金

ア 概要

児童扶養手当の返還金

- ・関係法令 児童扶養手当法
- ・債権区分 非強制徴収公債権
- ・時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	2,886,030	1,194,290	0	1,691,740 内、滞納繰越分 (1,172,160)	41.38%
25	3,233,550	1,485,870	0	1,747,680	45.95%
24	1,299,740	550,540	0	749,200	42.36%

ウ 事務処理体制

- ・子育て支援課が所管
- ・兼務職員1名

(11) 子ども手当返還金

ア 概要

子ども手当の返還金

- ・関係法令 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律
大垣市子ども手当事務処理規則
- ・債権区分 非強制徴収公債権
- ・時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	241,000	20,000	0	221,000 内、滞納繰越分 (221,000)	8.30%
25	301,000	60,000	0	241,000	19.93%
24	307,000	36,000	0	271,000	11.73%

ウ 事務処理体制

- ・子育て支援課が所管
- ・兼務職員1名

(12) 保育料（保育園）

ア 概要

市内保育園（公立、私立）の保育料（利用者負担額）

- ・関係法令 児童福祉法
大垣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
利用者負担等に関する条例
- ・債権区分 強制徴収公債権
- ・時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	820,877,510	819,397,630	102,000	1,377,880 内、滞納繰越分 (364,500)	99.82%
25	805,387,710	803,755,940	60,800	1,570,970	99.80%
24	805,375,530	802,278,450	818,000	2,279,080	99.62%

ウ 事務処理体制

- ・子育て支援課が所管
- ・専任職員1名、兼務職員7名

(13) 保育料 (幼稚園)

ア 概要

市内幼稚園の授業料 (利用者負担額)

- ・ 関係法令 学校教育法
大垣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
- ・ 債権区分 非強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年 (地方自治法第236条第1項)

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	47,081,300	47,074,400	6,900	0	99.99%
25	56,027,900	56,021,000	0	6,900	99.99%
24	56,258,200	56,251,300	0	6,900	99.99%

ウ 事務処理体制

- ・ 子育て支援課が所管
- ・ 専任職員1名、兼務職員7名

(14) ひとり親家庭生活資金等貸付金

ア 概要

本市在住の20歳以下の子を養育する父子家庭・母子家庭に対する生活資金等の貸付金

- ・ 関係法令 大垣市ひとり親家庭生活資金等貸付規則
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 10年 (民法167条第1項)

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	155,000	0	0	155,000 内、滞納繰越分 (155,000)	0.00%
25	155,000	0	0	155,000	0.00%
24	155,000	0	0	155,000	0.00%

ウ 事務処理体制

- ・ 子育て総合支援センターが所管
- ・ 兼務職員1名

(15) 屋外広告物許可申請手数料

ア 概要

市内の屋外広告物の許可申請に係る手数料

- ・関係法令 大垣市手数料徴収条例
- ・債権区分 非強制徴収公債権
- ・時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	14,849,990	14,816,550	12,160	21,280 内、滞納繰越分 (21,280)	99.77%
25	10,232,650	10,199,210	0	33,440	99.67%
24	12,872,460	12,839,020	0	33,440	99.74%

ウ 事務処理体制

- ・都市計画課が所管
- ・兼務職員5名

(16) 市営住宅使用料

ア 概要

市営住宅の使用料

- ・関係法令 公営住宅法
大垣市営住宅条例
- ・債権区分 私債権
- ・時効期間 5年（民法第169条 定期給付債権）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	290,815,163	260,531,866	3,977,697	26,305,600 内、滞納繰越分 (22,062,370)	89.59%
25	300,663,303	268,226,406	1,314,080	31,122,817	89.21%
24	308,985,858	271,861,131	1,441,560	35,683,167	87.98%

ウ 事務処理体制

- ・住宅課が所管
- ・専任職員1名、兼務職員2名、県住宅供給公社（管理代行）3名

(17) 土木雑入 (市営住宅修繕負担金)

ア 概要

市営住宅の退出時に係る修繕の負担金

- ・ 関係法令 大垣市営住宅条例
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 5年 (民法第169条 定期給付債権)

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	6,727,548	6,399,067	213,527	114,954 内、滞納繰越分 (114,954)	95.12%
25	4,890,020	4,466,023	0	423,997	91.33%
24	5,737,728	5,334,187	0	403,541	92.97%

ウ 事務処理体制

- ・ 住宅課が所管
- ・ 専任職員1名、兼務職員2名、県住宅供給公社 (管理代行) 2名

(18) 土地建物貸付収入

ア 概要

お城街店舗敷地における土地建物貸付収入

- ・ 関係法令 民法
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 5年 (民法第169条 定期給付債権)

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	260,400	126,000	0	134,400 内、滞納繰越分 (100,800)	48.39%
25	226,800	126,000	0	100,800	55.56%
24	193,200	126,000	0	67,200	65.22%

ウ 事務処理体制

- ・ 住宅課が所管
- ・ 専任職員1名、兼務職員2名

(19) 留守家庭児童教室保育料

ア 概要

小学校1年から4年生までの児童を対象とした放課後や夏休み等の留守家庭児童教室に係る保育料

- ・関係法令 大垣市留守家庭児童教室の設置等に関する条例
- ・債権区分 私債権
- ・時効期間 10年（民法第167条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	65,120,000	64,753,000	0	367,000 内、滞納繰越分 (122,000)	99.44%
25	61,082,000	60,947,000	0	135,000	99.78%
24	58,549,000	58,549,000	0	0	100.00%

ウ 事務処理体制

- ・社会教育スポーツ課が所管
- ・兼務職員1名

(20) 墓地管理料

ア 概要

市営墓地使用者が負担する墓地の共有部分等の維持管理費

- ・関係法令 大垣市墓地条例
- ・債権区分 非強制徴収公債権
- ・時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26	3,454,120	3,290,060	11,000	153,060 内、滞納繰越分 (99,000)	95.25%
25	3,344,000	3,152,000	8,000	184,000	94.26%
24	3,289,000	3,138,000	6,000	145,000	95.41%

ウ 事務処理体制

- ・環境衛生課が所管
- ・専任職員1名、兼務職員2名

第10 総括意見

各所管課においては、未収金の縮減のため鋭意努力されているところであるが、歳入の確保と市民負担の公平性の観点から次の点について検討され、引き続き長期滞納者の発生を防止して、未収金の縮減に努められたい。

滞納者を発生させないために、最も重要なことは、納期限を過ぎた債権に対して迅速かつ適正に対処することである。

滞納整理の基本である督促については、一部に督促状が発送されていなかったり、条例に定める期間を超えて発送されているものが見受けられた。法令、条例等に基づき、適正な事務を行われたい。

また、収入未済額が多い国民健康保険料や介護保険料については、時効期間も2年と短く、負担の公平性からも、口座振替の推進や、債権回収対策室との連携を強化するなど、引き続き早期回収に努められたい。

その他の債権についても、他の業務と兼務している所管課が多く、徴収事務に十分な時間が取れない状況と思われるため、全庁的な取り組みが求められる。

強制徴収ができない公債権や私債権については、自力執行権がなく、債務者の所在不明等により所管課で長期にわたり管理されているものも見受けられた。

このことは健全な財政運営から好ましくないため、民事執行等も検討されたい。また、平成26年度から施行された「市私債権管理条例」により、債権放棄に努められたい。

債権回収に関する事務は、関係法令等の専門知識や実務経験が求められるが、人事異動により担当職員が入れ替わっても対応できるよう、所管課において統一的な取り決めに共有し、滞納整理事務をより効果的かつ効率的に遂行するため、滞納整理マニュアルの整備を検討されたい。

さらに、法令、実務に関する専門研修に参加するなど、職員の専門知識の習得にも努められたい。